



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 11 日 (金)
第 8 7 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (624) (技術企画課) 2
	河川法による船舶の撤去 (625) (中部総合事務所県土整備局) 2
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (29) (文化財課) 2
	鳥取県指定保護文化財の指定の一部改正 (30) (〃) 3
	鳥取県指定無形文化財の指定等 (31) (〃) 3
◇ 公 告	都市計画区域の変更 (技術企画課) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (物品契約課) 5

告 示

鳥取県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

琴浦都市計画道路1・3・1号東伯淀江線（変更前 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線、赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線）

琴浦都市計画道路3・3・1号逢東丸尾線（変更前 東伯都市計画道路3・3・1号逢東丸尾線）

琴浦都市計画道路3・4・1号保上伊勢線（変更前 東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線）

琴浦都市計画道路3・5・1号丸尾浦安線（変更前 東伯都市計画道路3・5・1号丸尾浦安線）

琴浦都市計画道路3・5・2号地藏町下市線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・2号地藏町下市線）

琴浦都市計画道路3・5・3号花見八幡坂線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・3号花見八幡坂線）

琴浦都市計画道路3・5・4号大山花見線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・4号大山花見線）

琴浦都市計画道路3・5・5号梅田金屋線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・5号梅田金屋線）

琴浦都市計画道路3・5・6号赤碕停車場花見線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・1号赤碕停車場花見線）

琴浦都市計画道路3・6・2号逢東下大江線（変更前 東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更なし

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設課（東伯郡琴浦町赤碕1140-1）

鳥取県告示第625号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月11日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成27年10月13日までに当該船舶を二級河川橋津川水系東郷池の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地（次の図に示すとおりとする。）
不明	不明	東伯郡湯梨浜町大字長江字巖崎326-1地先

2 1の船舶が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第29号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保

護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年9月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
豊成叶林遺跡出土旧石器時代遺物一括		鳥取市国府町宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター
ナイフ形石器	11点	
ナイフ形石器破片	10点	
石刃	17点	
二次加工のある剥片	1点	
剥片類	225点	
石核	1点	

古文書の部

名称	員数	所在の場所
瑞仙寺文書	31点	米子市日下

工芸の部

名称	員数	所在の場所
鉄燭台 天文十九年、同二十二年銘	2基	西伯郡大山町大山

鳥取県教育委員会告示第30号

昭和49年3月29日鳥取県教育委員会告示第5号（鳥取県保護文化財の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成27年9月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県指定保護文化財	変更事項	変更前	変更後
木下家住宅	員数	主屋 1棟	7棟 主屋 表門 厩 離れ 新蔵 中蔵 米蔵 宅地 2,390平方メートル (洗い場、塀及び庭門を含む。)

鳥取県教育委員会告示第31号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年9月11日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
陶芸	山本 英二	倉吉市不入岡	1 美しい曲線を描く外観の壺の表面に、茜

		色を中心とした色彩変化の諧調を特徴とし、芸術上特に価値の高い製作を行っている。 2 器形や色彩の造形、表現を模索する創作姿勢は工芸史上において重要な位置を占めている。
--	--	--

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、東伯都市計画区域及び赤碕都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり公告する。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画区域の名称
琴浦都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
東伯郡琴浦町大字光好字竹下、字曲り坂ノ下、字横枕、字矢井手、字下屋敷及び字石田井

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年9月11日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
 - (2) 経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成27年10月23日 午前10時から 午後3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成27年10月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	"	"
経験者講習		平成27年10月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
 - ア 初心者講習 4時間30分
 - イ 経験者講習 3時間

- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。
- 5 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
- 筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | エックス線 CT 装置 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 27 年 7 月 30 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所
鳥取市永楽温泉町 271 |
| 5 契約金額 | 27,216,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目 220 |